

第 12 回総会議事録

(令和 3 年 6 月 24 日開催)

横浜市中心農業委員会

| 横浜市中央農業委員会第12回総会 議事録 | |
|----------------------|---|
| 日 時 | 令和3年6月24日（木）14時00分～15時40分 |
| 開催場所 | 都筑区総合庁舎 6階会議室 |
| 出席者の状況 | 総農業委員数 19名 出席農業委員数 17名 欠席農業委員数 2名 <p style="text-align: right;">※別添出欠状況表のとおり</p> |
| 開催形態 | 公開（傍聴者0人） |
| 議 題 | 1 議案 第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について 第2号議案 農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第3号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について 第4号議案 農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について 第5号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について 第7号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について 第8号議案 買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について 第9号議案 農用地利用集積計画案の審議について 第10号議案 農用地利用配分計画の意見照会について 2 報告事項 第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する受理について 第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について 第4号 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について 第6号 農業委員会が発行した5月分扱い諸証明の確認について 第7号 特定農地貸付けの軽微な変更について 第8号 農業経営改善計画の認定について 第9号 令和3年度農地パトロール（利用状況調査）の実施について |
| 審議結果 | 第1号議案 4番 許可 5番 許可 6番 許可 7番 許可 8番 許可 9番 許可 第2号議案 5番 許可相当 第3号議案 4番 許可相当 5番 許可相当 |

| | |
|-----|--|
| | <p>第4号議案</p> <p>3番 証明交付</p> <p>4番 証明交付</p> <p>5番 証明交付</p> <p>6番 証明交付</p> <p>7番 証明交付</p> <p>8番 証明交付</p> <p>第5号議案</p> <p>4番 証明交付</p> <p>5番 証明交付</p> <p>6番 証明交付</p> <p>7番 証明交付</p> <p>8番 証明交付</p> <p>第6号議案</p> <p>5番 利用確認</p> <p>6番 利用確認</p> <p>7番 利用確認</p> <p>8番 利用確認</p> <p>9番 利用確認</p> <p>10番 利用確認</p> <p>11番 利用確認</p> <p>第7号議案</p> <p>5番 証明発行</p> <p>第8号議案</p> <p>8番 協力</p> <p>9番 協力</p> <p>第9号議案</p> <p>決定</p> <p>第10号議案</p> <p>承認</p> |
| 議事 | |
| 事務局 | <p>(開会 14時00分)</p> <p>事務局より出席状況(出席委員17名、欠席委員2名)を報告し、法第27条第3項の規定により総会成立要件を満たしていることを報告。</p> <p>横浜市中心農業委員会会議規則第4条の規定により、通常は角田昇会長が議長となるが、本日は欠席のため農業員会等に関する法律第5条により、会長職務代理者である野路幸子委員が議長となる。</p> |
| 議長 | <p>ただ今から第12回総会を開催します。</p> <p>本日の議事録署名人は、議席番号3番金子利一委員、5番加藤保委員にお願いします。</p> |

| | |
|------|---|
| 事務局 | <p>それでは第1号議案「農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分決定について」審議します。4番について事務局から説明してください。</p> <p>譲受人は主に自宅周辺で露地野菜を中心に営農されています。申請地は自宅直近であり、売買の話がまとまったため申請に至りました。譲渡人は経営規模縮小する意向です。</p> <p>譲受人の世帯としての所有農地はこの手続きを経ると約48aで、青葉区の下限面積30aを超えています。譲受人の所有農地は露地野菜畑、果樹畑として全て良好に耕作されています。取得後は露地野菜を予定しています。</p> <p>通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。</p> |
| 議長 | <p>4番について地区担当の坂田委員の意見はいかがですか。</p> |
| 坂田委員 | <p>鴨志田町は坂の多い街ですが、ここだけ平らで農地が残っています。譲渡人は申請地の耕作ができなくなりましたが、譲受人の自宅前でもあり売買の話がまとまったため申請に至りました。譲受人はしっかりと営農されている方であり、申請地も露地野菜畑として耕作する見込みです。</p> |
| 議長 | <p>4番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、4番は許可とします。</p> <p>続いて、5番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>譲受人の所有農地の一部が遊水地計画用地内に含まれており、将来収用される予定であることから代替地を探しており、譲渡人との間で売買の話がまとまったため申請に至りました。</p> <p>譲受人の耕作農地は、この手続きで50aになり、緑区の下限面積30aを超えています。譲受人の耕作農地は全て良好に耕作されています。通作距離は約300m、通作時間は5分程度です。譲受人は申請地に隣接する農地を耕作しており、周辺調和要件についても問題ないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>5番について地区担当の小島委員の意見はいかがですか。</p> |

| | |
|-------|--|
| 小島委員 | 6月8日に現地を確認しました。譲受人は良好に耕作しており、違反農地はありません。 |
| 議長 | 5番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、5番は許可とします。 続いて、6番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | <p>農地法第3条第2項、農地法施行令第2条に、許可要件に対する例外が規定されています。教育、医療又は社会福祉事業を目的として設立された営利を目的としない法人が、その業務の運営に必要な施設の用に供するとき、例外的に許可を得ることができます。今回はこの部分に該当しますので許可相当と考えており審議をお願いするものです。</p> <p>譲受人は、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための障害福祉サービスを行うことを目的として設立された特定非営利活動法人です。今回の申請地で援農として施設利用者が農作業を行っていたところ、法人の目的となる福祉サービス提供の一環として、施設利用者が継続的に農作業を行っていくことの有効性を感じ今回の申請を行うものです。また、譲渡人は高齢のため農作業を続けることは難しい状況で農業廃止を希望していました。</p> <p>当法人は近隣の今川町で生活介護事業を行っています。その一環として通所者が農作業及びそれにかかわる出荷等の作業を行います。事業所からの通作距離は100m、通作時間は徒歩3分です。農作業の管理については農業経験者が当法人に在籍しており、その方を中心として管理スケジュールの計画・調整、農作業などを行っています。農作業は施設スタッフ5名、通所者10名で行います。譲受人は隣接地権者へ挨拶などを行っており、今後も地域の話し合い等に参加するとしていますので周辺調和要件についても問題ないと考えます。</p> <p>以上のことから許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | 6番について地区担当の飯田清委員の意見はいかがですか。 |
| 飯田清委員 | 譲渡人が元気な頃から譲受人に手伝ってもらい、よくしてもらっていたそうです。現地はしっかり耕作されており、周りとの関係も良好で問題ありません。 |

| | |
|-------|--|
| 議長 | 6番について他の委員の意見、質問等がありますか。 |
| 小池委員 | 成年後見人が本人の財産を売却するにあたって、家庭裁判所の許可を得る必要があるが、許可されたのでしょうか。 |
| 事務局 | 成年後見人は弁護士で、今回の売買について裁判所と協議を行ったと聞いています。 |
| 議長 | 他に意見、質問はありますか。 無いようですので、6番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、6番は許可とします。 続いて、7番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 譲受人は申請地周辺を含め池辺町にて農地を約56a所有されており、ネギ等を耕作されています。譲渡人は学校法人を運営されており、所有農地は申請地の2筆のみ、その面積は約1aとなります。申請地は譲受人の所有農地と隣接しており、このたび譲受人が一体的に耕作することで農地の効率利用につながることから、所有権移転をされるものです。 譲受人の世帯としての所有農地は、この手続きを経ると約58aで、都筑区の下限面積30aを超えています。譲受人の所有農地は露地野菜畑・果樹畑として全て良好に耕作されています。 通作距離、常時従事者数、周辺との調和要件の点でも、農地法第3条第2項の各号に該当せず、許可要件を満たすと考えます。御審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | 7番について地区担当の栗原茂委員の意見はいかがですか。 |
| 栗原茂委員 | 6月16日に現地を確認しましたが、畑として問題ありませんでした。譲受人は子どもが3人おり、他にも人を雇用して手広く農業経営をしている方で、畑の売買に関しても問題ありません。 |
| 議長 | 7番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、7番は許可とします。 |

| | |
|-------|---|
| | <p>続いて、8番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は農業拡大をしたく、また、譲渡人は農業廃止を希望していたため、今回の申請に至りました。</p> <p>譲受人の耕作農地は借入農地を含め、この手続きで158aになり、旭区の下限面積30aを超えています。譲受人の耕作農地は全て良好に耕作されています。通作距離は1km、通作時間は車で10分です。</p> <p>譲受人は所有する農地のすべてを良好に耕作しており地域農地の利用調整について協力します、としているため周辺調和条件についても問題ないと考えます。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>8番について地区担当の小川名委員の意見はいかがですか。</p> |
| 小川名委員 | <p>6月16日に現地を確認しました。所有農地と地続きになるため譲受人が取得を希望していた農地と、譲渡人が管理できず売却を希望していた農地を合わせて売買します。譲受人は使用人も多く、耕作に問題ありません。</p> |
| 議長 | <p>8番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、8番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、8番は許可とします。</p> <p>続いて、9番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>譲受人は農業拡大をしたく、また、譲渡人は経営縮小を希望していたため、今回の申請に至りました。</p> <p>譲受人の耕作面積は、194aで神奈川区の下限面積の40aを超えております。通作距離も付近の農地を耕作していることから問題ありません。周囲との調和条件については問題ありません。</p> <p>以上、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可要件を満たすと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>9番について地区担当の平本委員の意見はいかがですか。</p> |
| 平本委員 | <p>譲受人は良好に耕作しており、問題ありません。</p> |

| | |
|------|--|
| 議長 | <p>9番について他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、9番は許可とします。 続いて、第2号議案「農地法第4条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。5番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>申請者は持病があり申請地の耕作が困難なため、土地の有効活用を考えていたところ、車両置場として利用したいとの申し入れがあったため転用するものです。</p> <p>借受法人は川崎市に本社と営業所があり、太陽光発電システムを備えたトレーラーハウスの整備販売を行っています。これまでは、川崎市にある営業所と鶴見区にあるトレーラーハウスの輸入製造会社のスペースで整備ができていました。しかし、今年度から受注数が大幅に伸び、また販売後の車両の年1回の車検整備も行うため、10台を整備するスペースが必要になりました。業務の集約化、効率化を図ることができ、かつ人通りがあり宣伝効果のある場所を探した結果、申請地が選定されました。</p> <p>立地基準は第3種農地です。300m以内に小机駅があります。</p> <p>申請地は案内図の通り、道路を挟んで2か所に分かれます。被害防除について、既存の擁壁に加え、隣地が農地である北側には安全鋼板を設置し、東、西、南側はコンクリートブロック1段を設置します。また、出入口のアスファルト舗装の既存スロープは、牽引車でトレーラーハウスを搬入できるように拡張します。敷地内は砕石敷きで一部透水性舗装と雨水浸透枡を設け、雨水を浸透させます。</p> <p>所有農地に違反転用はありません。</p> <p>他法令の手続きですが、雨水浸透阻害行為許可申請について道路局河川管理課で受付済みです。</p> <p>また、調整区域におけるトレーラーハウスの駐車について、地面に配管等で固定されず随時移動でき、かつ車検取得済みで公道走行可能なものは建築物とみなさず駐車できる旨、建築局建築指導課及び調整区域課に確認済みです。</p> <p>以上、4条許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>5番について地区担当の大塚委員の意見はいかがですか。</p> |
| 大塚委員 | <p>現地はよく通るので毎日のように見えていますが、問題ありません。</p> |
| 議長 | <p>5番について他の委員の意見、質問等がありますか。</p> |

| | |
|------|--|
| 委員 | <p>無いようですので、5番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、5番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第3号議案「農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」審議します。4番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>譲渡人は令和元年に申請地を相続しましたが、耕作ができず売却を考えていたところ、隣地の法人から買い受けたいの申し出がありました。</p> <p>譲受法人は土木工事業等を営む法人で、現在、申請地の南側隣地を工事用資材及び車両置場として利用していますが、残土置場が狭いため、工事の度に土地を借りるなどしており非効率なため、申請地を残土置場として転用するものです。</p> <p>申請地は現在使用している資材置場のすぐ隣であり、必要面積を確保できることや、歩行者が少なく安全性も高い点など、譲受人の希望条件に見合う土地はここしかありませんでした。なお、前面道路は南北約500mに渡り私道となっておりますが、通行する土地の地権者に対しては本計画について説明し、承諾を得ています。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内にあり、10ha以上の集団農地に属しません。</p> <p>北西側境界には水路があり、水路に向かって法面になっている部分は防草シートを貼り、法上に3mの鋼板を新設します。敷地内は全面砂利敷きで雨水は自然浸透とします。北東及び南側隣接地はすでに資材置場となっており周辺農地への影響はありません。</p> <p>所有農地に違反はありません。</p> <p>以上、5条許可相当として市へ進達したいと考えております。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p> |
| 議長 | <p>4番について地区担当の佐藤委員の意見はいかがですか。</p> |
| 佐藤委員 | <p>6月7日に現地を確認しました。事務局の説明のとおり問題ありません。</p> |
| 議長 | <p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、4番は許可相当とし市に進達します。</p> |

| | |
|--------------|--|
| <p>事務局</p> | <p>続いて、5番について事務局から説明してください。</p> <p>譲受人は現在、鶴見区馬場で事業を行っており、事業所の一部と旭区白根町に280㎡の資材置場を借りて資材を置いています。しかし、自宅を兼ねる事業所兼資材置場にて2世帯住宅の建築の計画があり、また借りている資材置場からも退去依頼があったため、新たな資材置場を必要としています。自宅から2km以内の交通の便が良いところで、以前と同程度の面積という条件で場所を探していたところ申請地が合致したとのことです。</p> <p>立地基準は第2種農地です。市街化区域から500m以内に位置します。</p> <p>敷地内は全面砂利敷きとし雨水は自然浸透とします。南側出入口部分の土砂流出は縁石の内側を縁石より50mm切り下げを行うことで防ぎます。西、北、東側は鋼板300mmを設置し、土砂の流出を防ぎます。</p> <p>譲渡人の所有する農地について違反はありません。</p> <p>以上、5条許可相当と考えますので、御審議のほどよろしく願いいたします。</p> |
| <p>議長</p> | <p>5番について、地区担当の大立委員が不在のため、小川名委員から意見を伺います。</p> |
| <p>小川名委員</p> | <p>大立委員から「6月10日に現地確認済みで問題がない」と聞いています。</p> |
| <p>議長</p> | <p>5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、5番について許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| <p>委員</p> | <p>(挙手)</p> |
| <p>議長</p> | <p>賛成多数と認め、5番は許可相当とし市に進達します。</p> <p>続いて、第4号議案「農地法の適用を受けない土地に係る非農地証明について」審議します。3番から8番について事務局から説明してください。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>3番について、立地基準は第3種農地です。農業用倉庫として22年間使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>4番について、立地基準は第3種農地です。建物敷地として10年間使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> <p>5番について、立地基準は第2種農地です。住宅敷地として14年間使用されていることを航空写真で確認しました。</p> <p>6番について、立地基準は第3種農地です。建物敷地として12年間使用されていることを公的機関との契約書で確認しました。</p> <p>7番について、立地基準は第3種農地です。建物敷地として22年間使用されている</p> |

| | |
|------|--|
| | <p>ことを航空写真で確認しました。</p> <p>8番について、立地基準は第3種農地です。駐車場として10年間使用されていることを土地課税台帳登録事項証明で確認しました。</p> |
| 議長 | <p>3番から8番について、委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、3番から8番について承認し証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数のため、3番から8番につきまして証明交付とします。</p> <p>続いて、第5号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」審議します。</p> <p>4番について、事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>相続人は、被相続人と一緒に主に露地野菜及び水稻を耕作してきた方です。</p> <p>5月31日に地区担当委員の吉濱推進委員と相続人とで現地立会いを行いました。現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのこと。一部、農業用倉庫等を除外しています。</p> <p>以上から、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付について妥当と考えます。</p> |
| 議長 | <p>4番について、地区担当の吉濱委員の意見はいかがですか。</p> |
| 吉濱委員 | <p>5月31日に相続人と現地で立会いを行いました。相続が発生し納税猶予適格者証明の申請となりましたが、もともと相続人が耕作をしていた田畑であり、今後も本人が露地野菜及び水田として耕作していくことを確認しました。</p> |
| 議長 | <p>4番について、他の委員の意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、4番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、4番は証明交付とします。</p> <p>続いて、5番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>こちらの案件につきましては、令和2年12月8日に被相続人がお亡くなりになり、妻が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。</p> |

| | |
|--------|---|
| | <p>申請地は全て農用地となっており、良好に耕作しております。申請地の状況については、地区担当の齋藤春美委員に現地確認を行っていただいております。農業用倉庫部分や農業用資材置場部分を除外しております。</p> <p>以上のことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | 5番について、地区担当の齋藤春美委員の意見はいかがですか。 |
| 齋藤春美委員 | 6月8日に現地確認をしました。適正に耕作されており問題ありません。 |
| 議長 | 5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、5番は証明交付とします。 続いて、6番と7番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | <p>こちらの案件につきましては、令和2年8月21日に被相続人がお亡くなりになり、6番は娘が、7番は息子が当該地を相続するにあたって納税猶予を受けたいとの意向から申請されたものです。</p> <p>申請地は全て市街化区域の農地で、生産緑地となっています。相続人は、主に果樹と芝を耕作しております。申請地の状況については、地区担当の鈴木委員に現地確認を行っていただいております。作業台の30.2㎡を除外しております。</p> <p>現地調査の結果、農地は良好に管理、耕作されていることを確認しております。</p> <p>以上のことから、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えております。御審議のほどよろしくお願いたします。</p> |
| 議長 | 6番と7番について、地区担当の鈴木委員の意見はいかがですか。 |
| 鈴木委員 | 6月17日に現地を確認しました。温室でみかん等を栽培しており、適正に管理されています。 |
| 議長 | 6番と7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 |
| 小池委員 | 10㎡だけなぜ息子が相続するのですか。 |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | 税金対策と伺っています。また、生産緑地指定の際に接道を取るために10㎡分筆したと聞いています。 |
| 小池委員 | 農地が一体になっていれば問題ないと思いますが、どうなっていますか。 |
| 事務局 | 一体です。 |
| 関戸委員 | 息子は10㎡で就農するのですか。 |
| 事務局 | 娘が代理で手続きをしましたが、納税猶予制度を説明した上でのご判断です。娘が主に一体的に農地管理をしますが、息子は週末に手入れをすると聞いています。 |
| 関戸委員 | 芝の生産はしていますか。 |
| 事務局 | 切って出荷できるように管理をしています。 |
| 議長 | 他に意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番と7番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、6番と7番は証明交付とします。 続いて、8番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 申請地周辺は東方農業専用地区内の農地で、当該農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのこと。 以上から、相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付につきまして、妥当であると考えておりますので、御審議をよろしく願いいたします。 |
| 議長 | 8番について、地区担当の栗原茂委員の意見はいかがですか。 |
| 栗原茂委員 | 6月16日に現地を確認しました。本人は、これまでも父と一緒に農業従事していました。農業への強い熱意を感じる方で、問題ありません。 |
| 議長 | 8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番について証明交付することに賛成の方は挙手をお願いします。 |

| | |
|------|---|
| | す。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、8番は証明交付とします。 続いて、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」審議します。5番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | こちらの案件につきましては、5月17日午後地区担当委員の守谷委員と所有者と現地立会いを行いました。 現地調査の結果、対象の農地は露地野菜畑として適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 5番について、地区担当の守谷委員の意見はいかがですか。 |
| 守谷委員 | 5月17日に現地立会いをしました。まじめに耕作されてきた方ですので問題ありません。 |
| 議長 | 5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番について適正に利用されていることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、5番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、6番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | こちらの案件につきましては5月17日に事務局と金子委員と所有者とで現地立会いを行いました。 現地調査の結果、ブルーベリー畑及び筍畑として全ての農地が適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 6番について、地区担当の金子委員の意見はいかがですか。 |

| | |
|------|---|
| 金子委員 | 5月17日に現地立会いをしました。すべてよく耕作されていました。 |
| 議長 | 6番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、6番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、6番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、7番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | こちらの案件につきましては、5月13日に地区担当委員の岡部委員と現地立会いを行いました。現地調査の結果、対象の農地は良好に管理されていることを確認しております。 以上のことから、緑税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | 7番について、地区担当の岡部委員の意見はいかがですか。 |
| 岡部委員 | 5月13日に現地立会いをしました。対象者は造園業もしており、草刈りのプロですので農地も問題ありません。 |
| 議長 | 7番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、7番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、7番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、8番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | こちらの案件につきましては5月24日に事務局と白井委員と所有者とで現地立会いを行いました。 現地調査の結果、露地野菜畑及び栗畑として全ての農地が適正に管理されていることを確認しております。 以上のことから、保土ヶ谷税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。 |

| | |
|------|---|
| 議長 | 8番について、地区担当の白井委員の意見はいかがですか。 |
| 白井委員 | 5月24日に現地立会いをしました。問題ありません。 |
| 議長 | 8番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、8番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、8番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、9番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | こちらの案件につきましては、6月3日に地区担当委員の小山委員と現地立会いを行いました。現地調査の結果、対象の農地は良好に管理されていることを確認しております。 以上のことから、神奈川税務署へ利用状況の確認につきまして、報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。 |
| 議長 | 9番について、地区担当の小山委員の意見はいかがですか。 |
| 小山委員 | 多品目を良好に耕作しており、問題ありません。 |
| 議長 | 9番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、9番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、9番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、10番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 対象者は、竹、露地野菜を栽培しております。 こちらの案件につきましては、6月15日に、地区担当農業委員であります吉野委員と対象者とで現地立会いを行いました。現地調査の結果、農地は良好に管理されていることを確認しております。今後も引き続き農業経営を営むとのことです。 以上から、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況について、問題ない旨緑税務署に報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。 |

| | |
|------|---|
| 議長 | 10番について、地区担当の吉野委員の意見はいかがですか。 |
| 吉野委員 | 6月15日に現地立会いをしました。竹林、畑ともに良好に管理されていました。 |
| 議長 | 10番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、10番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、10番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、11番について事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 相続人は、露地野菜と果樹を栽培しております。 こちらの案件につきましては、6月8日に地区担当委員であります小原委員と相続人と共に現地で立会いを行いました。現地調査の結果、農地は全て良好に耕作されていることを確認しております。 以上から、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況につきまして、適正に耕作されている旨報告したいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。 |
| 議長 | 11番について、地区担当の小原委員の意見はいかがですか。 |
| 小原委員 | 6月8日に現地立会いをしましたところ、夏野菜の最盛期でした。20年間良好に耕作されていたと思います。 |
| 議長 | 11番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、11番について適正に利用されているとすることに賛成の方は挙手をお願いします。 |
| 委員 | (挙手) |
| 議長 | 賛成多数と認め、11番は適正に利用されていることを税務署に報告します。 続いて、第7号議案「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」審議します。5番について、事務局から説明してください。 |
| 事務局 | 証明対象者である願出人について、市に対して診断書が提出され、令和3年5月7 |

| | |
|--------|--|
| | <p>日に市から故障認定の通知が発行されました。以上により今後の農業の継続が困難となったため、市に対しての買取申出を行うべく、主たる従事者証明の発行を願出たものです。この件は所有者の故障のため、「生産緑地の買取申出に伴う農業の主たる従事者証明の事務処理要項」第2条第1項の「農業経営に欠くことのできない者、所有権を有するもの」に合致しています。</p> |
| 議長 | <p>5番について、地区担当の大矢委員の意見はいかがですか。</p> |
| 大矢委員 | <p>5月30日に主たる従事者の子に話を伺いました。現地は果樹が実っており、故障前までの管理の良さがわかります。</p> |
| 議長 | <p>5番について、他の委員の意見、質問等がありますか。 無いようですので、5番については証明発行することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、5番は証明発行とします。 続いて、第8号議案「買取らない旨の通知をした生産緑地のあっせんの協力について」8番と9番について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>8番、9番について主たる従事者証明発行済です。市長から農業者へあっせんの協力の依頼がありましたので情報提供します。買取希望がある場合は7月5日を期限として事務局まで御連絡ください。</p> |
| 議長 | <p>8番と9番について、あっせんに協力します。 続いて、第9号議案「農用地利用集積計画案の審議について」と第10号議案「農用地利用配分計画の意見照会について」です。農政推進担当から説明してください。</p> |
| 農政推進担当 | <p>第9号議案について、今回、本農用地利用集積計画が決定されますと、7月26日発行予定の横浜市報に市の計画を定めた旨の公告が掲載され、8月1日から利用権設定が開始になる予定です。設定筆数は北部農政事務所管内で合計65筆、面積は62,305.10㎡です。内訳は、個人同士の利用権設定のほか、市等が借りるもので農地中間管理機構事業として神奈川県農業公社が借りる農地、一般法人等が借りるものがあります。 続いて第10号議案について、区別設定内容一覧の6筆は第9号議案の市等が借りるものの中の借り手が農業公社の貸借です。こちらは中間管理事業として中間管理機構である農業公社が借り受け、農用地利用配分計画に従って、耕作者である借り手に貸し付ける計画です。本議案は農業公社が作成した農用地利用配分計画案について、御</p> |

| | |
|-----|---|
| | <p>意見を伺うものです。</p> <p>実際の耕作予定者が各筆明細一覧の「権利の設定を受ける者」になります。今後、利用集積計画により所有者から公社への利用権が設定されると、8月以降にこの利用配分計画の決定手続きが行われ、公社から耕作者への貸借が始まる流れとなります。このため、利用配分計画の始期は10月1日です。</p> |
| 議長 | <p>第9号議案について、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第9号議案について決定とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、第9号議案は決定とします。</p> <p>続いて第10号議案について、意見、質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第10号議案について承認とすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> |
| 委員 | <p>(挙手)</p> |
| 議長 | <p>賛成多数と認め、第10号議案は承認とします。</p> <p>以上で第12回総会審議事項の審議を終了します。</p> <p>続いて、報告事項第1号から第6号について事務局から説明してください。</p> |
| 事務局 | <p>報告事項第1号から第6号まで一括で報告。</p> |
| 議長 | <p>第1号から第6号について質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第1号から第6号を了承とします。続いて、第7号と第8号について事務局から説明をしてください。</p> |
| 事務局 | <p>報告事項第7号と第8号について報告。</p> |
| 議長 | <p>第7号と第8号について質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、第7号と第8号を了承とします。続いて、第9号について事務局から説明をしてください。</p> |
| 事務局 | <p>先月総会では、希望される委員の方には調査の同行をお願いしていたのですが、新型コロナウイルスの感染拡大の状況から、大事を取って今回は委員の方の同行はなしとさせていただきます。</p> <p>農用地区域以外の調査は、日常の活動の中で把握されている遊休農地がある場合は、</p> |

| | |
|-------|--|
| 事務局 | <p>8月26日までに御報告をお願いします。該当がない場合は、調査結果報告用紙に該当なしと御記入ください。</p> <p>補足しますと、基本的には昨年度と同じ方法です。先ほどの担当者からの報告のとおり、先月総会では、農振農用地区域の調査について希望される委員の同行が可能と判断していました。しかし現在、市から公用車乗車中の新型コロナウイルス感染に関する注意喚起が実施されています。そのため、委員の皆様の調査の同行は控えることとしました。</p> <p>農振農用地区域については、北部農政事務所と委員会事務局で事前調査を行い、その結果に基づき選定した1号・2号農地候補を担当地区の委員の皆様に個別に調査していただきたいと考えています。事務局の事前調査は6月下旬から8月下旬までの予定で、その結果を受け、9月総会で1号・2号農地候補を報告する予定です。担当地区に1号・2号農地候補がある場合は、10月に調査をお願いします。</p> <p>農用地区域以外の調査は、地図と報告用紙を使い、日頃の活動の中で把握されている場所を御報告ください。</p> |
| 議長 | <p>第9号について質問等がありますか。</p> |
| 栗原茂委員 | <p>報告用紙に書く箇所番号は、地図のブルーの数字ですか。</p> |
| 事務局 | <p>地図と報告用紙をリンクさせて、どこかわかるように任意の数字を記入してください。</p> |
| 小山委員 | <p>自分の担当地区で噂も聞かず、事務局の指摘もなく、全く把握していなければ該当なしでよいですか。</p> |
| 事務局 | <p>該当なしと御記入ください。</p> |
| 議長 | <p>他に質問等がありますか。</p> <p>無いようですので、報告事項第9号を了承とします。</p> <p>これもちまして第12回総会を終了します。</p> <p>(閉会 15時40分)</p> |

会長は議事録を作成し、議長は署名人とともに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名人

署名人

令和3年6月24日開催 第12回総会出欠状況

【農業委員】

| 番号 | 氏名 | 役職名 | 出欠状況 | 備考 |
|----|--------|---------|------|--------|
| 1 | 角田 昇 | 会長 | 欠席 | |
| 2 | 野路 幸子 | 会長職務代理者 | 出席 | 議長 |
| 3 | 金子 利一 | | 出席 | 議事録署名人 |
| 4 | 坂田 清一 | | 出席 | |
| 5 | 加藤 保 | | 出席 | 議事録署名人 |
| 6 | 栗原 智 | | 出席 | |
| 7 | 守谷 弘 | 連合会監事 | 出席 | |
| 8 | 大立 尚登 | 連合会理事 | 欠席 | |
| 9 | 阿部 敏 | | 出席 | |
| 10 | 大澤 博 | | 出席 | |
| 11 | 岡部 弘 | | 出席 | |
| 12 | 河原 俊一 | 連合会理事 | 出席 | |
| 13 | 大塚 喜彦 | | 出席 | |
| 14 | 関戸 裕一 | | 出席 | |
| 15 | 平本 武夫 | | 出席 | |
| 16 | 小池 誠一郎 | | 出席 | |
| 17 | 小川名 重典 | 連合会理事 | 出席 | |
| 18 | 白井 秀幸 | | 出席 | |
| 19 | 小島 重信 | | 出席 | |

【農地利用最適化推進委員】

| 番号 | 氏名 | 役職名 | 出欠状況 | 備考 |
|----|--------|-------|------|----|
| 1 | 荻野 清 | | 出席 | |
| 2 | 北見 喜重 | | 出席 | |
| 3 | 栗原 茂 | | 出席 | |
| 4 | 小山 正博 | 連合会理事 | 出席 | |
| 5 | 齋藤 公 | | 欠席 | |
| 6 | 鈴木 輝雄 | 連合会理事 | 出席 | |
| 7 | 永島 善範 | | 出席 | |
| 8 | 根本 栄治 | | 出席 | |
| 9 | 吉野 幸弘 | | 出席 | |
| 10 | 飯田 清 | | 出席 | |
| 11 | 内田 英一 | | 出席 | |
| 12 | 大矢 勝 | | 出席 | |
| 13 | 小原 甲史 | | 出席 | |
| 14 | 齋藤 春美 | | 出席 | |
| 15 | 佐藤 孝春 | | 出席 | |
| 16 | 新川 和生 | | 出席 | |
| 17 | 森田 喜八郎 | | 出席 | |
| 18 | 吉濱 勝 | 連合会理事 | 出席 | |

その他会議に出席した関係者の氏名：なし